

六

イ

發

入価
札格行
發競
行争額

入価・別債行
札格第参市及
發競Ⅱ加場び
争非者特國發競

五

ロイ

方募

入価法入
札格決
發競定
行争の

利第別千国項特財う額
付一會九債の例政ち面
国項計百に規等運、金
債のに九つ定に當平額
に規関億いに關の成で
つ定す九て基すた二一
いにる千はづるめ十兆
て基法五、き法の二二
はづ律百額発律公年
、き第五面行第債度
額発四万金し二のに
面行十円額た条發お
金し六、で利第行け
額た条特四付一のる

込募各当も各
み限国ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を囲別応ち
割内參募応
りに加額募
當お者を価
ていご順格
てるてと次の
各の割高
申応りい

發別にご務後
行參よと大に
「加るに臣行
と者發応がわ
い・行募各れ
う第へ限國る
。」II以度債入
非下額市札
価「を場で
格國定特あ
競債め別つ
争市る參て
入場も加、
札特の者財

八

七

ハ

ロ イ

ハ

ロ

最

払

低 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 入 値
額 入 値 ・ 別 債 入 値 ・ 別 債 札 格
面 札 格 第 参 市 札 格 第 参 市 発 競 金
金 發 競 II 加 場 發 競 I 加 場 行 争 額

五
万
円

千
五
百
九
十
五
億
八
千
二
十
万
円

九
百
六
一
十
三
六
億
七
千
六
百
万
円

で た 条 特
千 利 第 別
五 付 一 会
百 国 項 計
九 債 の に
十 に 規 関
九 つ 定 す
億 い に る
円 て 基 法
、 づ 律
額 き 第
面 発 四
金 行 十
額 し 六

で た 条 特 億 債 の 五 で
九 利 第 別 八 に 規 万 四
百 付 一 会 千 つ 定 円 千
六 国 項 計 百 い に 、 七
十 債 の に 二 て 基 同 百
五 に 規 関 十 は づ 法 十
億 つ 定 す 万 、 き 第 一
円 い に る 円 額 発 六 億
て 基 法 面 行 十 二
、 づ 律 金 し 二 千
額 き 第 額 た 条 三
面 発 四 面 發 四 で 利 第 百
金 行 十 金 行 十 四 付 一 七
額 し 六 額 し 六 百 国 項 十

十 十		十 十		九
三 二	口	イ 一		
			發	
				振 額

の 経 利 入 價 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発 替
 払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 ・ 别 債 札 格 行 行
 返 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 價
 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

(二)	(一) 年	八 額 格 十 額 平 す 額 の 振
る に	一	十 面 五 面 成 る の 記 替
も 係 発	払 第 算 は 募 ・	錢 金 錢 金 二 。 整 載 法
の る 行	い 二 式 、 入 八	額 以 額 二 十 数 又 の
と 所 時	込 十 に 払 決 パ	百 上 百 二 倍 は 規
し 得 に	む 号 よ 込 定 ।	円 の 円 二 年 七 の 記 定
て 税 お	も に り 金 の セ	そ に 月 七 金 錄 に
振 が い	の 規 算 額 通 ン	れ つ 月 二 額 は よ
替 源 て	と 定 出 に 知 ト	ぞ き 二 十 七 に 、 る
口 泉 、	す す し 加 を	れ 九 の 十 よ 最 振
座 徴 そ	る る た え 受	の 应 九 低 替
簿 収 の	。 期 金 、 け	九 円 も 額 口
中 さ 利	日 額 次 た	募 七 の 面 座
の れ 子	に を の 者	価

$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8}{100 \times 365}$

十
九
十
八
十
七
六
五

者入払元償償
札場利還還
参考金金期
加支額限
後第
の二
利期
子以

財務大臣から通知を受けた者
日額平るい日毎
本面成利てを年
銀金四子、支六
行額十をそ払月
百二支の期二
円年払日と十
に六う以し日
つ月。前、及
き二六各び
百十月支十
円日間払二
に期月
属に二
すお十

額面金額 ×
100 ×
1.8
—
21

十
四

初
期
利
子

規下は払し払平
定、期た期成控得は出に住時額金にの口
す次そが金と二除税外しは者にへ額よに座
る号の銀額し十すの国た、又おたにりつに
期及翌行を、二る税法金前はいだ百算い記
日び営休支次年こ率人額記外てし分出て載
に第業業払の十とをがに→国取、のしは又
つ十日日う算二が乗適當の法得当二た、は
い六にに。式月でじ用該算入す該十金前記
て号支当たに二きたを非式でる國を額記録
同に払ただよ十。金受居にあ者債乗か→さ
じ。おうるしり日。額け住よるがをじらのれ
いへと、算を
て以き支出支

所又算合居行金該式も

二十
払込期日

平成二十二年七月二十七日